

令和9年度小郡市保育所入所基準表

令和 年 月 日

児童名		歳
		歳

認定項目		基準項目	基準点	
			父	母
就労 (就労予定含む)	本人	月160時間以上勤務	20	20
		月150時間以上勤務	19	19
		月140時間以上勤務	18	18
		月130時間以上勤務	17	17
		月120時間以上勤務	16	16
		月100時間以上勤務	15	15
		月80時間以上勤務	14	14
		月64時間以上勤務	13	13
内職	本人	月160時間以上勤務	14	14
		月120時間以上勤務	12	12
		月80時間以上勤務	10	10
		月64時間以上勤務	8	8
病気療養	入院中	1か月以上の入院(2ヶ月に1度証明する場合)	20	20
		1か月未満の入院	12	12
	通院中	週3回以上の通院(2ヶ月に1度証明する場合)	12	12
		週3回未満の通院(2ヶ月に1度証明する場合)	8	8
	その他	保育が困難とわかる医師の診断書あり(状態、療養の期間が記載してある場合)	16	16
心身障害		身体障害1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	20	20
		身体障害3級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	16	16
		身体障害4級、精神障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	13	13
妊娠・出産(出産月を含む前後6か月) ※出産予定月の2か月前から申請可能		産前産後2ヶ月(出産月を含まない)	14	14
		上記以外の期間	10	10
育児休業		育児休業復帰 ^{※1} に伴い、保育所入所を希望する場合	居宅外労働適用	
看護・介護	看護・介護	月160時間以上看護または介護	16	16
		月120時間以上看護または介護	14	14
		月80時間以上看護または介護	10	10
		月64時間以上看護または介護	6	6
求職活動中		求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること	5	5
就学中	職業訓練学校・専門学校・大学等へ在学中(月64時間以上)		14	14
	職業訓練学校・専門学校・大学等へ通学が内定している(月64時間以上見込)		10	10

基準点		
-----	--	--

●調整項目

生活保護世帯		3	
育児休業明け		3	
ひとり親家庭等	ひとり親家庭又は離婚調停(協議)中 (要戸籍謄本。提出できない場合、離婚届の受理証明書、離婚協議書、調停関係書類等、離婚の意思が分かる書類)	14	
	両親なし	両親の死亡、行方不明等	10
単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任。(子以外の同居者がいない場合)		5
同居者	求職中		-2
	保育を必要とする書類未提出又は不備		※2
転園 ※3	2人以上のきょうだい児(多胎児含む)が異なる保育所又は保育所部分を利用中の場合で、一方が他方の園に転園する場合		19
	他の園に転園する場合(上記の場合を除く)		8
兄弟姉妹入所	2人以上のきょうだい児(多胎児含む)が同時に申請を出す場合		6
申込児童	届出保育施設に当該児童を預けている場合(要在園証明書)		2
その他	生計中心者の失業(過去6ヶ月以内に失業(倒産、リストラ)があった場合)		6
	市外在住で、市内保育所等で勤務する、又は勤務予定の保育士の子ども(広域入所申請者)		2
	保育所部分のきょうだい児(※4)がいる		40
	認定こども園の教育部分を利用しているきょうだい児※4がいて、 同認定こども園の保育所部分に申請を出す場合	きょうだい児が新2号認定を受けている	2
		きょうだい児が新2号認定を受けていない	1
	認定こども園1号部分から同こども園2号部分へ(教育部分から保育所部分へ)		3
	小規模保育所等の卒園児(※5)が連携施設または他の保育所等に通う場合		60
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月120時間以上)		50
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月120時間未満)		20
児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合		適宜	

最終合計	父母の基準点のうち低い方の点数+調整項目=最終基準点	
------	----------------------------	--

- ※1 育児休業復帰者について、入所希望月の2か月前の10日までに申し込みをした者については可能な範囲で枠取りを行う。
- ※2 同居者の保育を必要とする書類の未提出および不備については、最終基準点を0.5点とする。
- ※3 転園希望の場合は、転園の加点のみを適用し、別の調整項目は適用しないものとする。
- 当該項目の対象児は、選考時点で既に小郡市より保育(2号・3号)認定を受け、かつ認可施設を利用している児童に限る。
- ※4 選考時点で既に在園しているきょうだい児がいる場合に限り適用する。また、保護者等の入所要件が求職中の場合は適用しない。
- ※5 小規模保育所の卒園児には、小郡中央保育園分園2歳児クラス及びさくら乳児保育園の卒園児を含むものとする。
- ※6 保育士、保育教諭、子育て支援員、看護師、調理員、その他市が認めるもの
- ※7 保育所、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、認定こども園

○最終基準点が同点の場合の優先順位

優先 順位	項目	優先 順位	項目
1	保育施設の希望順位が高い	6	基準点数が高い世帯
2	小規模保育所等の卒園児	7	多子世帯(18歳未満の兄弟姉妹が多い順)
3	ひとり親世帯	8	基準点が低い保護者の就労・通勤合計時間(月間)が長い世帯
4	障がい手帳等を有する在宅障がい者(児)がいる世帯	9	合計所得金額の低い世帯
5	希望保育所と同じ小学校区の世帯		